

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準

昭和五十年三月三十一日

山口県告示第三百九号の四

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第四条第一項の規定に基づき、同項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定める。

騒音規制法第四条の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和四十四年山口県告示第二百五十五号)及び騒音規制法第四条の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和四十八年山口県告示第三百九十五号)は、廃止する。

指定地域	区域の区分\時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町の地域で騒音規制法第三条第一項の規定に基づく指定に関する告示(昭和五十五年山口県告示第二百六十三号)により指定された地域	第一種区域(別図の淡緑色で着色した部分の区域をいう。)	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル
	第二種区域(別図の黄色で着色した部分の区域をいう。)	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
	第三種区域(別図の桃色で着色した部分の区域をいう。)	六十五デシベル	六十五デシベル	五十五デシベル
	第四種区域(別図の空色で着色した部分の区域をいう。)	七十デシベル	七十デシベル	六十五デシベル

注

- 1 昼間とは、午前八時から午後六時までとし、朝とは、午前六時から午前八時までとし、夕とは、午後六時から午後九時までとし、夜間とは、午後九時から翌日の午前六時までとする。
- 2 「デシベル」とは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

備考 別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

改正文(昭和五一年告示第三五一号)抄

昭和五十一年五月一日から施行する。

改正文(昭和五二年告示第五一二号)抄

昭和五十二年七月一日から施行する。
改正文(昭和五五年告示第二六四号)抄
昭和五十五年四月一日から施行する。
改正文(昭和五六年告示第三二五号)抄
昭和五十六年四月一日から施行する。
改正文(昭和五八年告示第二一三号)抄
昭和五十八年四月一日から施行する。
改正文(昭和六〇年告示第一六九号)抄
昭和六十年四月一日から施行する。
改正文(昭和六一年告示第一七五号)抄
昭和六十一年四月一日から施行する。
改正文(昭和六二年告示第二五七号)抄
昭和六十二年四月一日から施行する。
改正文(昭和六三年告示第一九八号)抄
昭和六十三年四月一日から施行する。
改正文(平成五年告示第八二九号)抄
平成五年十一月一日から施行する。
改正文(平成六年告示第一八七号)抄
平成六年四月一日から施行する。
改正文(平成八年告示第二一四号)抄
平成八年四月一日から施行する。
改正文(平成八年告示第二六九号)抄
平成八年四月一日から施行する。
改正文(平成九年告示第二一二号)抄
平成九年四月一日から施行する。
改正文(平成一〇年告示第三一四号)抄
平成十年五月一日から施行する。
改正文(平成一三年告示第二七四号)抄
平成十三年四月一日から施行する。
改正文(平成一四年告示第二三号)抄
平成十四年二月一日から施行する。
改正文(平成一四年告示第一五一号)抄
平成十四年四月一日から施行する。
改正文(平成一六年告示第五三七号)抄
平成十六年十月四日から施行する。
改正文(平成一六年告示第五七五号)抄
平成十六年十一月一日から施行する。
改正文(平成一七年告示第六三号)抄

平成十七年二月十三日から施行する。
改正文(平成一七年告示第一六六号)抄
平成十七年三月二十二日から施行する。
改正文(平成一七年告示第五二〇号)抄
平成十七年十月一日から施行する。
改正文(平成一八年告示第一三五号)抄
平成十八年三月二十日から施行する。
改正文(平成二〇年告示第二一六号)抄
平成二十年五月一日から施行する。
改正文(平成二三年告示第一二一号)抄
平成二十三年四月一日から施行する。
改正文(平成二四年告示第一〇三号)抄
平成二十四年四月一日から施行する。